

地域型保育事業における 指導検査の概要について

豊島区 子ども家庭部 保育課

指導検査の根拠



- 指導検査は、
 - 児童福祉法第34条の17
 - 子ども・子育て支援法第14条又は第50条に基づき行っています。

指導検査の観点①

児童福祉法

- 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）は児童福祉法第34条の15第2項において認可される事業です。
- 家庭的保育事業等を行う者は、児童福祉法第34条の16第1項により条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を遵守しなければなりません。
- 豊島区においては「豊島区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第31号）」がその基準です。
※指導検査基準において「認可条例」と呼んでいます。

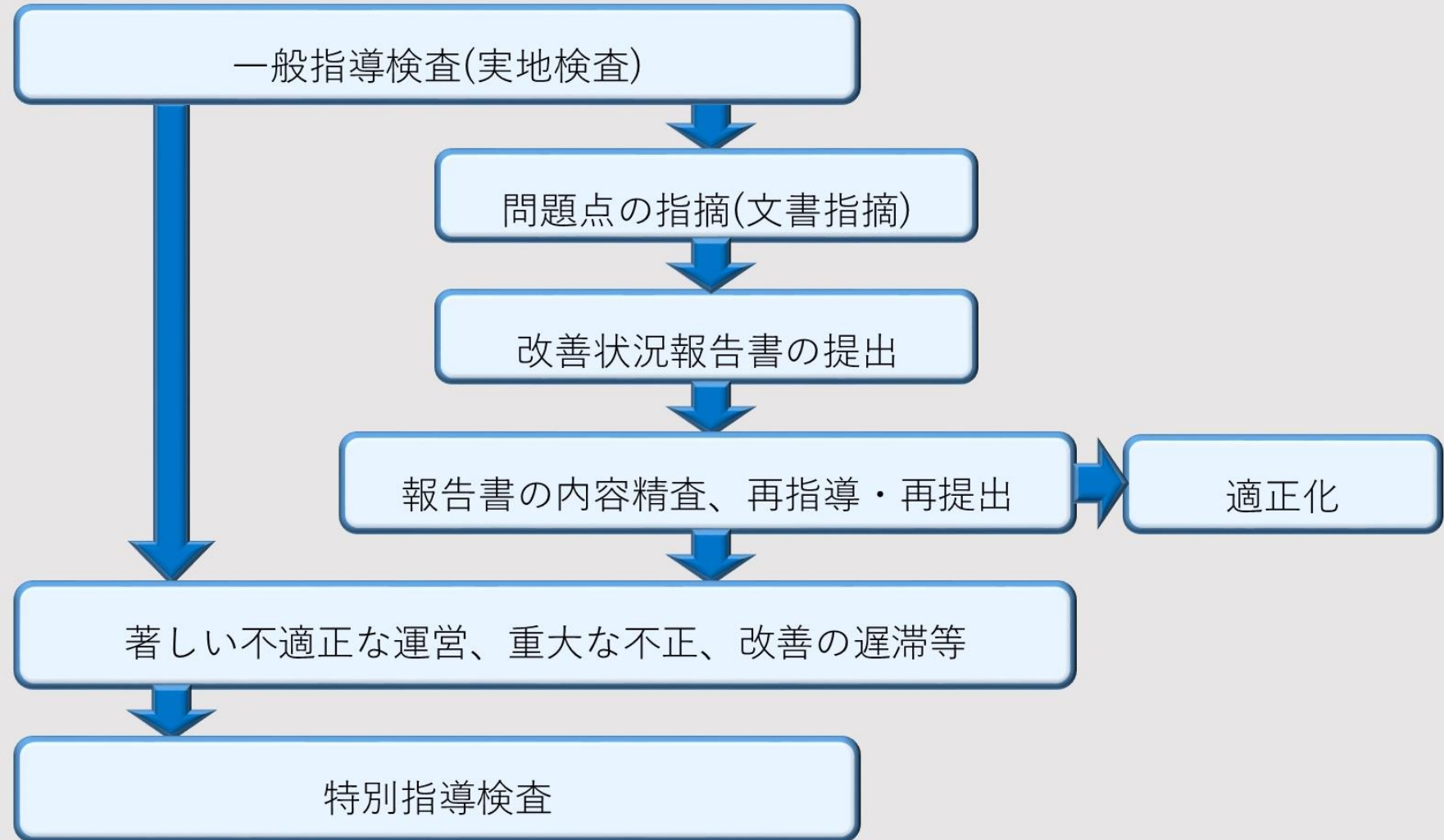
指導検査の観点②

子ども・子育て支援法

- 子ども・子育て支援法第43条第1項により、特定地域型保育事業者の確認を受けた設置者・事業者は、子ども・子育て支援法第46条第2項により条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければなりません。
- 豊島区においては「豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第32号）」がその基準です。
※指導検査基準において「運営条例」と呼んでいます。

指導検査の流れ①

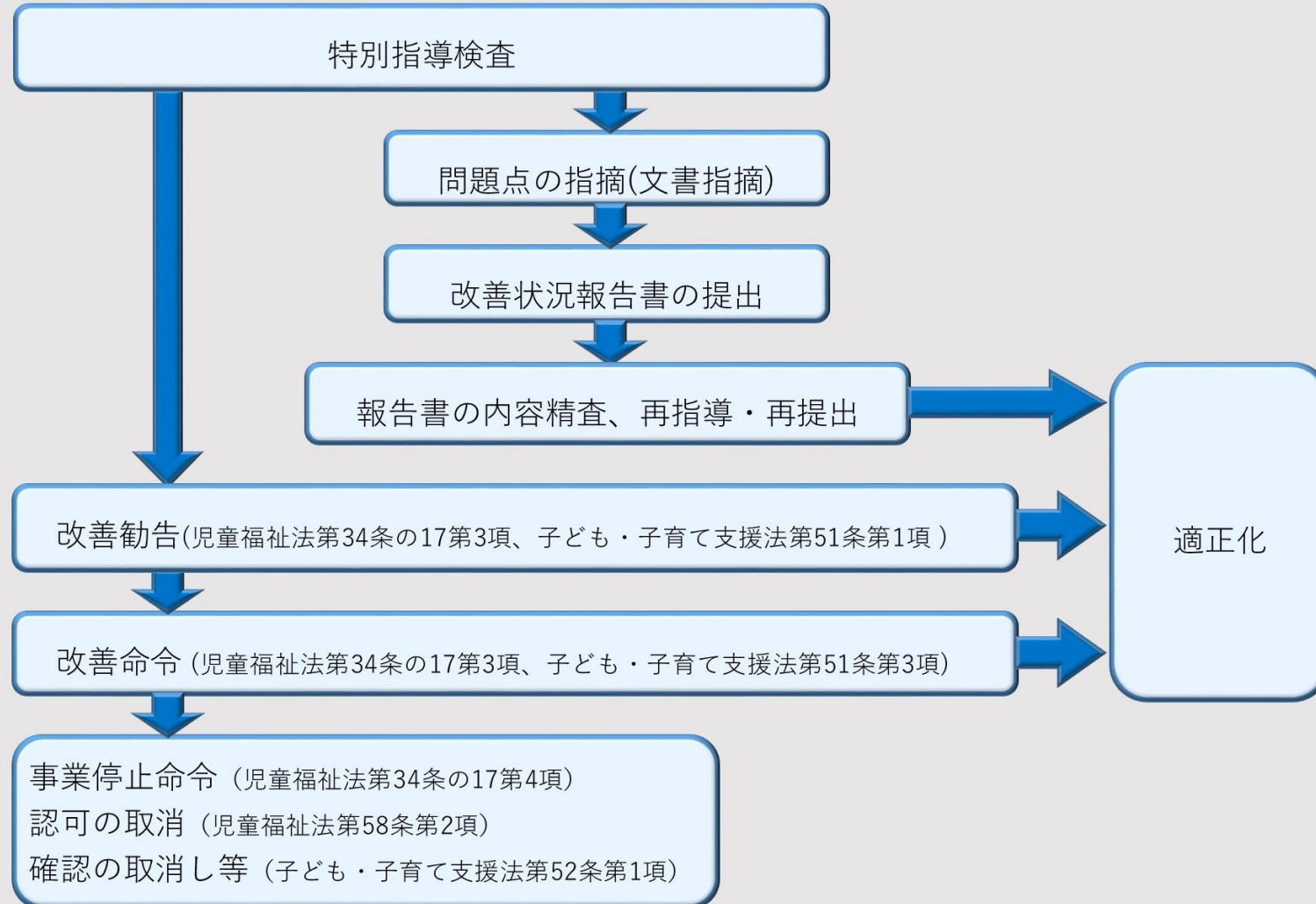
一般指導検査（児童福祉法第34条の17第1項）
（子ども・子育て支援法第14条第1項）



指導検査の流れ②

特別指導検査（児童福祉法第34条の17第1項）

（子ども・子育て支援法第50条第1項）



指導検査結果の公表について

■ 翌年度、区ホームページにて、以下の項目について公表します。

- (1) 施設名・設置者名
- (2) 指導検査実施年月日
- (3) 文書指摘事項の有無とその内容
- (4) 改善状況（改善状況報告書提出の結果）

※特別指導検査の実施や改善命令等があった場合についても、豊島区のホームページ上にて公表を行うことがあります。

【掲載場所】

豊島区ホームページ > 子育て・教育 > 保育 > 保育施設に関すること

> 保育施設の指導検査・監督に関すること

> 私立認可保育所・地域型保育事業に対する指導検査について > 過年度指導検査結果